

# 観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例の概要

## 条例制定の趣旨等（前文）

- 豊かで活力ある栃木県として今後も発展していくためには、栃木県ならではの魅力で国内外の多くの人を惹き付け、県内各地に呼び込み、また訪れたい観光地として選ばれる観光立県とちぎの実現を図る必要があります。
- そのためには、誠実、勤勉、親切と言われる県民をはじめ、地域社会を構成する全ての主体が、おもてなし日本一の栃木県を目指し、郷土への誇りや愛着を持って、旅行者への感謝の念や思いやりの気持ちをおもてなしとして形に表していくことが重要です。
- ここに、私たちは、観光立県とちぎの実現に向けた取組を県を挙げて推進することを決意し、この条例を制定します。

## 目的（第1条）

- ・おもてなしの推進等の施策を総合的、計画的に推進し、もって本県経済の持続的な発展と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とします。

## 定義（第2条）

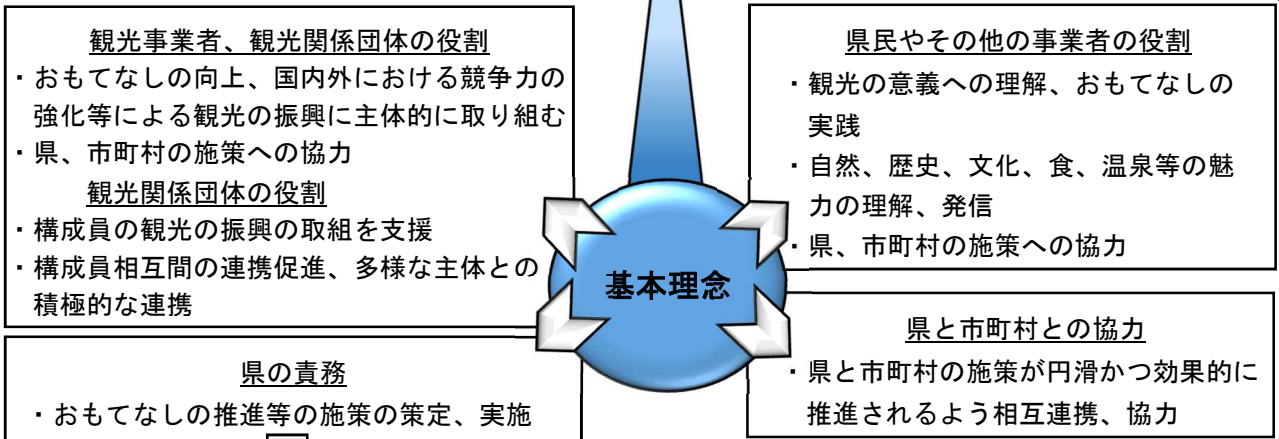
- ・「おもてなし」、「観光事業者」、「観光関係団体」、「県民等」を定義

本条例における「おもてなし」とは、「旅行者に対する快適な旅行の確保に資する挨拶、案内その他のもてなし」と定義します。

## 基本理念（第3条） ～観光立県とちぎの実現に向けて～

- 【基本認識】 ・観光が、本県経済の持続的な発展や活力ある地域社会づくりにおいて重要であるとの認識を持つこと。
- 【推進体制】 ・県、市町村、観光事業者、観光関係団体はもとより、すべての県民や事業者が積極的な役割を果たすこと。
- 【おもてなしの実践等の取組の基本】 ・おもてなしの実践その他の観光の振興に関する取組において旅行者のことを理解し、郷土への誇りや愛着を持って、旅行者に対する感謝の念や思いやりの気持ちを表すことを基本とすること。

## 役割等（第4条～第7条）



## ■ 財政上の措置（第8条） ■ 観光立県の実現に関する基本的な計画の策定（第9条）

## ■ 観光立県の実現に関する施策（第10条～第18条）

- ・おもてなしの推進
- ・魅力の創出
- ・観光宣伝活動の実施等
- ・観光旅行の促進のための環境の整備
- ・外国人観光旅行者の来訪の促進
- ・調査の実施等
- ・人材の育成
- ・多様な主体の連携の促進
- ・国等との連携